

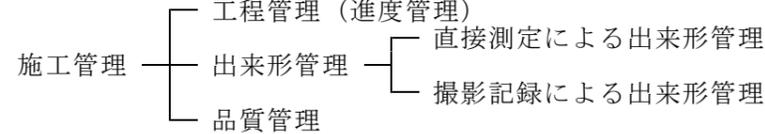
施設機械工事等施工管理基準【宮城県】

- I. 図書表紙（図書名称）：施設機械工事等施工管理基準
- II. 図書表紙（監修）：農林水産省農村振興局整備部設計課
- III. 制定通知文書：平成19年9月12日付け農村第301号
- IV. 「第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則」施設機械工事等施工管理基準

第1 目的
この施設機械工事等施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業等に関する工事のうち、施設機械工事等について、その施行に当たって契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

第2 適用
この施工管理基準は、宮城県が発注する施設機械工事（水門設備・揚（用）排水ポンプ設備・除塵設備・ダム管理設備・鋼製付属設備）及び鋼橋製作架設工事・水管橋製作架設工事・電気通信製作据付工事を請負により施工する場合に適用するもので、特記仕様書、図面等の契約図書で定めた事項は施工管理基準より優先する。

第3 施工管理の基本構成
1. 施工管理の基本構成は次のとおりとする。



- (1) 工程管理
工程管理とは、工事の進捗状況を把握して、計画工程との差異を管理し、工期内に工事目的物を完成させるために工事实態を記録することをいう。
- (2) 直接測定による出来形管理
直接測定による出来形管理とは、工事の出来形を把握するために、工作物の外観状況、寸法、凹凸、勾配、基準高等を施工の順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度逐次その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。
- (3) 撮影記録による出来形管理
撮影記録による出来形管理とは、出来形測定、品質管理を実施した場合の結果、又は施工段階（区切り目）及び施工の進行過程を記録するために、必要に応じ撮影記録を行うことをいう。
- (4) 品質管理
品質管理とは、資材等の適切な品質及び仕様書等で定められた必要な施設等の性能・機能を確認するために、物理的、科学的な試験・検査を実施（以下「試験等」という。）し、その都度その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。

- 第4 施工管理の実施
- 1. 請負者は、工事施工前に、施設機械工事等共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則1-1-30主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を施工管理担当者に定め、施工計画書に記載しなければならない。
 - 2. 施工管理担当者は、当該工事の施工管理を掌握し、適切な施工管理を行わなければならない。
 - 3. 請負者は、施工管理を工事の施工と並行して、1-1-3及び1-1-5に示す方法により管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
なお、その結果を逐次施工管理記録簿に記録し、適切な管理のもとに保管するとともに、監督職員の請求に対し、直ちに提示するものとする。
 - 4. 請負者は、施工管理に当たり、完成後に明視出来ない部分又は完成後に測定困難な部分について特に留意しなければならない。
 - 5. 土木工事に係る施工管理については、「農業土木工事施工管理基準」によるものとする。
 - 6. 請負者は、出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向する場合、又は、バラツキが大きい場合は、その原因を是正し、常に所用の品質確保をしなければならない。

施設機械工事等施工管理基準【農林水産省】

- I. 図書表紙（図書名称）：施設機械工事等施工管理基準
- II. 図書表紙（監修）：農林水産省農村振興局整備部設計課
- III. 制定通知文書：平成19年3月28日付け18農振第1895号
- IV. 「第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則」施設機械工事等施工管理基準

第1 目的
この施設機械工事等施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべ対策事業に係る直轄工事のうち、施設機械工事等について、その施行に当たって契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

第2 適用
この施工管理基準は、地方農政局が発注する施設機械工事（水門設備・揚（用）排水ポンプ設備・除塵設備・ダム管理設備・鋼製付属設備）及び鋼橋製作架設工事・水管橋製作架設工事・電気通信製作据付工事を請負により施工する場合に適用するもので、特別仕様書、図面等の契約図書で定めた事項は施工管理基準より優先する。

第3 施工管理の基本構成
1. 施工管理の基本構成は次のとおりとする。



- (1) 工程管理
工程管理とは、工事の進捗状況を把握して、計画工程との差異を管理し、工期内に工事目的物を完成させるために工事实態を記録することをいう。
- (2) 直接測定による出来形管理
直接測定による出来形管理とは、工事の出来形を把握するために、工作物の外観状況、寸法、凹凸、勾配、基準高等を施工の順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度逐次その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。
- (3) 撮影記録による出来形管理
撮影記録による出来形管理とは、出来形測定、品質管理を実施した場合の結果、又は施工段階（区切り目）及び施工の進行過程を記録するために、必要に応じ撮影記録を行うことをいう。
- (4) 品質管理
品質管理とは、資材等の適切な品質及び仕様書等で定められた必要な施設等の性能・機能を確認するために、物理的、科学的な試験・検査を実施（以下「試験等」という。）し、その都度その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。

- 第4 施工管理の実施
- 1. 請負者は、工事施工前に、施設機械工事等共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則1-1-30主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を施工管理担当者に定め、施工計画書に記載しなければならない。
 - 2. 施工管理担当者は、当該工事の施工管理を掌握し、適切な施工管理を行わなければならない。
 - 3. 請負者は、施工管理を工事の施工と並行して、1-1-3及び1-1-5に示す方法により管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
なお、その結果を逐次施工管理記録簿に記録し、適切な管理のもとに保管するとともに、監督職員の請求に対し、直ちに提示するものとする。
 - 4. 請負者は、施工管理に当たり、完成後に明視出来ない部分又は完成後に測定困難な部分について特に留意しなければならない。
 - 5. 土木工事に係る施工管理については、「土木工事施工管理基準」によるものとする。
 - 6. 請負者は、出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向する場合、又は、バラツキが大きい場合は、その原因を是正し、常に所用の品質確保をしなければならない。

7. 請負者は、検査時に施工管理記録簿を提出しなければならない。
なお、撮影記録による出来形管理を行った場合には、これも含めるものとする。
8. 施工管理記録簿とは、品質管理図表、試験成績図表等の結果一覧表のことをいう。
9. 施工管理に要する費用は、請負者の負担とする。

第5 施工管理の方法

1. 工程管理
請負者は、工程管理を工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により作成した実施工程表によって管理するものとする。
2. 直接測定による出来形管理
管理の方法は、設計値と実測値を対比して記録した図表や一覧表等によるほか、構造図への朱記、併記によるものとする。
3. 撮影記録による出来形管理
施工段階の確認、出来形測定、品質管理を実施する場合に必要な応じて行うが、特に完成後明視出来ない部分の重要な箇所については、品質、出来形の確認が出来るよう留意するものとする。
なお、監督職員と協議のうえ電子媒体を利用した撮影記録による出来形管理も行えるものとする。
4. 品質管理
品質管理の方法は、施工管理記録簿等によるものとする。

第6 施工管理の細目

1. 請負者は、監督職員の要請により作成した施工管理記録簿を提示し、必要に応じ現場で検測を行うものとする。検測の結果が記録と明らかに一致しない場合、記録に不備が認められる場合等は、適切な対応をしなければならない。
2. 請負者は、出来形管理、品質管理及び撮影記録による出来形管理を第2章、第3章及び第2編で定める管理基準値に基づき施工管理するものとする。なお、この値は全て管理基準値を満足しなければならない。
なお、管理値のないものについては、必要な根拠書類を添えて監督職員と協議し設定するものとする。

第7 品質確認事項の分類

1. 請負者は、設備に要求される品質を確保するために、品質確認を実施するものとし、次のとおり分類する。
A：設備の構造・機能・性能を確認する項目で、監督職員による立会を受けなければならない。
B：その他機能、構造上の取り合いを確保するために確認する項目で、施工管理記録簿等により確認できるもの。
なお、監督職員の要請又は指示があった場合は、この分類に限らず優先するものとする。

第8 出来形及び品質の確認事項と実施時期

1. 工場製作における試験等は、製作前、製作途中及び組立（仮組立を含む。）完了後に行い、製品が仕様のとおりに製作されていることを確認するためのものである。
また、現地に据付した後の試験等は、その製品の現地における設置状況及び運転状態を確認すると同時に設備としての機能が満足しているかを確認するものである。
なお、品質管理時には、天候、温度、湿度を記録すること。
また、試験等で使用する測定器具については、検査機関の発行する検査証明書を添付すること。
2. 各設備の確認事項と実施時期は次のとおりとする。

7. 請負者は、検査時に施工管理記録簿を提出しなければならない。
なお、撮影記録による出来形管理を行った場合には、これも含めるものとする。
8. 施工管理記録簿とは、品質管理図表、試験成績図表等の結果一覧表のことをいう。
9. 施工管理に要する費用は、請負者の負担とする。

第5 施工管理の方法

1. 工程管理
請負者は、工程管理を工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により作成した実施工程表によって管理するものとする。
2. 直接測定による出来形管理
管理の方法は、設計値と実測値を対比して記録した図表や一覧表等によるほか、構造図への朱記、併記によるものとする。
3. 撮影記録による出来形管理
施工段階の確認、出来形測定、品質管理を実施する場合に必要な応じて行うが、特に完成後明視出来ない部分の重要な箇所については、品質、出来形の確認が出来るよう留意するものとする。
なお、監督職員と協議のうえ電子媒体を利用した撮影記録による出来形管理も行えるものとする。
4. 品質管理
品質管理の方法は、施工管理記録簿等によるものとする。

第6 施工管理の細目

1. 請負者は、監督職員の要請により作成した施工管理記録簿を提示し、必要に応じ現場で検測を行うものとする。検測の結果が記録と明らかに一致しない場合、記録に不備が認められる場合等は、適切な対応をしなければならない。
2. 請負者は、出来形管理、品質管理及び撮影記録による出来形管理を第2章、第3章及び第2編で定める管理基準値に基づき施工管理するものとする。なお、この値は全て管理基準値を満足しなければならない。
なお、管理値のないものについては、必要な根拠書類を添えて監督職員と協議し設定するものとする。

第7 品質確認事項の分類

1. 請負者は、設備に要求される品質を確保するために、品質確認を実施するものとし、次のとおり分類する。
A：設備の構造・機能・性能を確認する項目で、監督職員による立会を受けなければならない。
B：その他機能、構造上の取り合いを確保するために確認する項目で、施工管理記録簿等により確認できるもの。
なお、監督職員の要請又は指示があった場合は、この分類に限らず優先するものとする。

第8 出来形及び品質の確認事項と実施時期

1. 工場製作における試験等は、製作前、製作途中及び組立（仮組立を含む。）完了後に行い、製品が仕様のとおりに製作されていることを確認するためのものである。
また、現地に据付した後の試験等は、その製品の現地における設置状況及び運転状態を確認すると同時に設備としての機能が満足しているかを確認するものである。
なお、品質管理時には、天候、温度、湿度を記録すること。
また、試験等で使用する測定器具については、検査機関の発行する検査証明書を添付すること。
2. 各設備の確認事項と実施時期は次のとおりとする。